

審 査 基 準

平成 2 7 年 4 月 1 日作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項：第 5 9 条第 9 項
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原 権 者：徳島県公安委員会
法 令 の 定 め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 5 条（運搬証明書の記載事項の変更）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2 日
申 請 先：徳島県公安委員会（申請書の提出先は、徳島県警察本部生活安全企画課）
問 い 合 わ せ 先：徳島県警察本部生活安全企画課（電話 代表 088-622-3101）
備 考：